

第 6 次 地 域 管 理 經 営 計 画 書

(宮古八重山森林計画区)

計画期間

自	令和 5 年 4 月 1 日
至	令和 10 年 3 月 31 日

九州 森 林 管 理 局

はじめに

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うこととされている。

このような中で、森林に対する国民の要請は、国土の保全や水源の涵養^{かん}に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等の面での期待が高まるなど、公益的機能の発揮に重点を置きつつさらに多様化してきた。特に、国有林野に対しては、地球温暖化防止、生物多様性の保全の面での期待が大きくなってきた。加えて、国有林野と民有林野を通じた公益的機能の発揮が強く期待されているものの、地域によっては、国有林野に隣接する民有林野において十分な整備や保全が行われていない状況もみられる。また、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、我が国の林政は、森林・林業の再生に向け、大転換を進めており、国有林野事業については、民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生に貢献することが求められている。

こうしたことを踏まえ、国有林野事業については、公益的機能の発揮のための事業や民有林への指導やサポート、木材の安定供給等の事業を、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、一層計画的に実施していくため、平成25年度から、それまでの特別会計により企業的に運営する事業から一般会計において実施する事業に移行した。

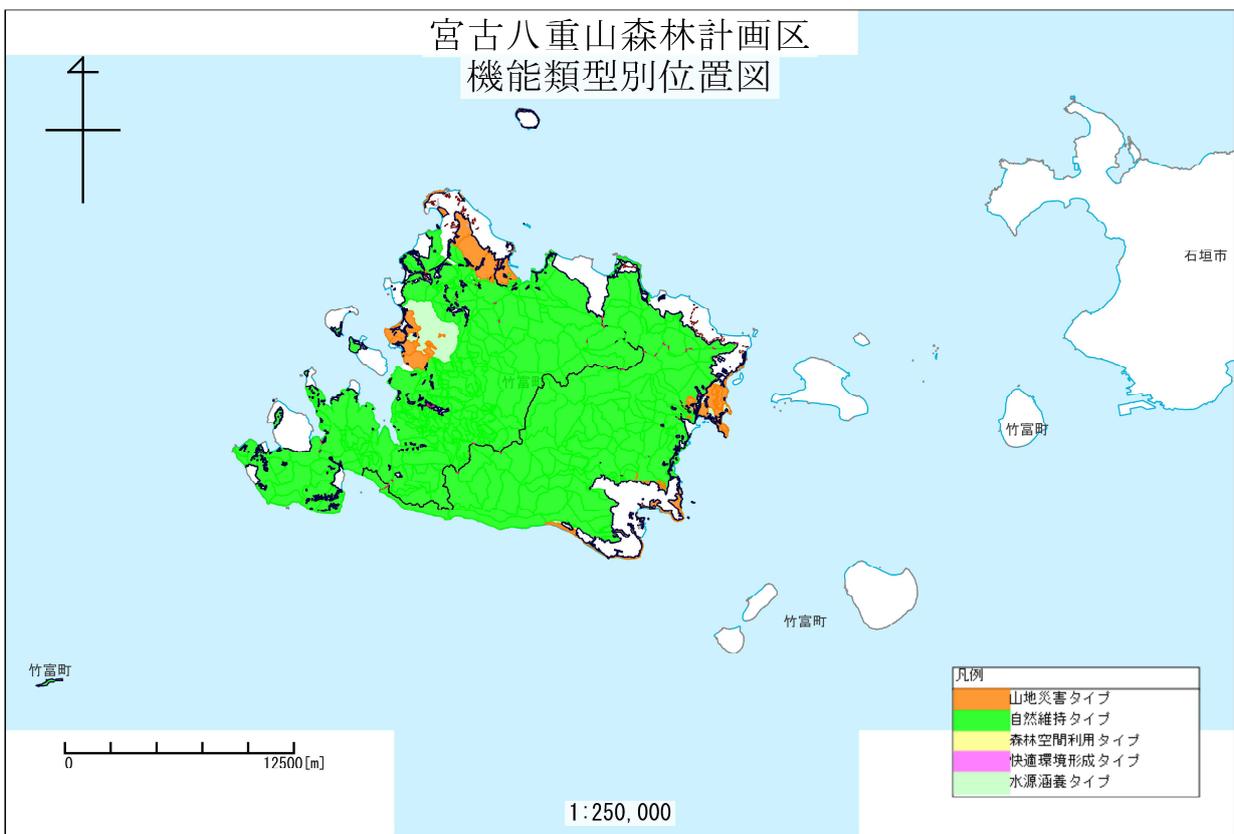
加えて、我が国では、多くの森林が利用可能な段階を迎える中で、民有林においては、森林の経営管理の集約化が喫緊の課題となっており、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、市町村が森林所有者から森林の経営管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者に再委託を行い、林業経営の集積・集約化を推進するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの森林においては、市町村が公的管理を行う森林経営管理制度が平成31年4月から導入された。あわせて、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、同年4月から一部が施行された。

これらを踏まえ、国有林野事業は、冒頭の日標の下、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、一般会計において国民共通の財産である国有林野を名実ともに「国民の森林」とするよう、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して、林業の成長産業化の実現に向け貢献するための取組を進める。

本計画は、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第6条第1項の規定に基づいて、九州森林管理局長が、国有林野の管理経営に関する基本計画に即し、国有林の地域別の森林計画と調和させ、あらかじめ国民の意見を聴いた上で、今後5年間の宮古八重山森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定めたものである。

宮古八重山森林計画区における国有林野の管理経営は、関係住民の理解と協力を得ながら、さらに、関係行政機関と連携を図りつつ、この計画に基づいて適切に行う。

宮古八重山森林計画区 機能類型別位置図



目 次

1	国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(1)	国有林野の管理経営の基本方針	1
①	森林計画区の概況	1
②	国有林野の管理経営の現状及び評価	1
③	持続可能な森林経営の実施方向	2
④	政策課題への対応	4
(2)	機能類型に応じた管理経営に関する事項	4
①	機能類型ごとの管理経営の方向	4
②	地区ごとの管理経営の方向	6
(3)	森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた 貢献に必要な事項	6
(4)	主要事業の実施に関する事項	6
①	伐採総量	7
②	更新総量	7
③	保育総量	7
④	林道の開設及び改良の総量	7
(5)	その他必要な事項	7
2	国有林野の維持及び保存に関する事項	7
(1)	巡視に関する事項	7
(2)	森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	8
(3)	特に保護を図るべき森林に関する事項	8
(4)	その他必要な事項	8
3	林産物の供給に関する事項	8
(1)	木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	8
(2)	その他必要な事項	8
4	国有林野の活用に関する事項	8
(1)	国有林野の活用の推進方針	8
(2)	国有林野の活用の具体的手法	9
(3)	その他必要な事項	9
5	公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び 保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項	9
(1)	公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な事項	9
(2)	国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる 民有林野の整備及び保全に関する事項	9

6	国民の参加による森林の整備に関する事項	9
(1)	国民参加の森林に関する事項	9
(2)	分収林に関する事項	10
(3)	その他必要な事項	10
7	その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	10
(1)	林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	10
(2)	地域の振興に関する事項	10
(3)	その他必要な事項	10

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

国有林野の管理経営は、国有林野の管理経営に関する基本計画に即するとともに、国有林の地域別の森林計画と調和して、機能類型区分等による公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して林業の成長産業化の実現に向け貢献することを基本方針とする。

① 森林計画区の概況

本計画の対象は、宮古八重山森林計画区を管轄区域とする国有林野 25,023ha(不要存置林野 375haを含む。)であり、主に八重山群島最大の島である西表島(竹富町)に位置しており、西表島及び鳩間島等周辺の島々を含め竹富町全体面積の74%を占めている。このほか、八重山群島の与那国島(与那国町)、波照間島(竹富町)等の島々にも散在する。

計画の中心となる西表島の中央部は古見岳(470m)、テドウ山(442m)、御座岳(421m)、波照間森(447m)、南風岸岳(425m)等、標高400m級の山々が緩やかな尾根を連ねる山岳地帯で、多くは海に向かって広い海岸段丘を形成しているが、島の南西部には山が海に迫る高さ200m以上の絶壁も見られる。

河川は、山岳地帯を水源に浦内川、仲間川、クイラ川等があり、蛇行しながら流れ、上流域は谷が深く切れ込み起伏の多い複雑な地形になっているが、河口付近は河幅も広く平坦で流量も豊富である。

また、本地域には、イリオモテヤマネコやカンムリワシ(共に国指定特別天然記念物、国内希少野生動物)等の貴重な野生動物が生息し、また、星立天然保護区域、仲間川天然保護区域、ウブンドルのヤエヤマヤシ群落、船浦のニッパヤシ群落(共に国指定天然記念物)等の植物群落があり、これらのほとんどは国有林である。西表島の国有林は、マングローブ林のほか、スタジイ(イタジイ)、オキナウウラジロガシ、タブノキ等で構成され、大陸遺存種である温帯系のものと熱帯系のものとが入り交じった植生を形成している。

また、植物群落全体の種の組合せが原生林に極めて近いと言われ、学術的にも非常に価値の高い森林を擁しているため、島の中心部を含む地域を西表島森林生態系保護地域(22,366ha)に設定しているほか、西表石垣国立公園特別保護地区にも指定されており、令和3年7月には世界自然遺産「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の構成資産の一部となったところである。このように、希少野生動物の保護をはじめとして自然環境の保全・形成を図る必要がある地域である。

日本最大規模のマングローブ林を有する浦内川及び仲間川並びにヒナイ川流域は、西表島森林生態系保護地域の重要な一部をなすとともに、優れた自然景観にも恵まれていることから、西表自然休養林にも設定されており、森林レクリエーションや保健休養の場として多くの人に利用されている。一方で、西表島の観光には自然環境や住民生活への影響といった課題も生じているため、エコツーリズム推進法に基づく「西表島エコツーリズム推進全体構想」が2022年12月に策定され、西表島における適正な観光管理および持続可能な観光の実現のため、利用者数の管理等を行うこととされている。

② 国有林野の管理経営の現状及び評価

本計画区の国有林は、沖縄森林管理署が管理経営しており、本計画の対象とする国有林野面積は24,648haで、計画区全体の森林面積40,429haに対して61%を占めている。主な

樹種としては針葉樹はリュウキュウマツ、広葉樹はスダジイ、オキナワウラジロガシ、イヌノキ、タブノキなどとなっている。また、林相別に見ると針葉樹林 1,188ha、針広混交林 795ha、広葉樹林 22,280ha となっている。

蓄積は 3,519 千 m^3 で、計画区全体の蓄積 6,197 千 m^3 に対して 57%を占めている。

人工林面積は 1,465ha で人工林率は 6%となっている。森林の種類は、普通林が 146ha で 1%、制限林が 24,502ha で 99%となっている。

なお、制限林の 70%が保安林であり、そのうち水源かん養保安林が 94%となっている。

○ 宮古八重山森林計画区内の森林資源状況 (単位：ha、 m^3)

区 分	人工林	天然林	その他	合計
面 積	1,465	22,494	689	24,648
蓄 積	350,087	3,168,304	366	3,518,757

注：合計は、四捨五入の関係で必ずしも一致しない。

主要施策に係る前計画の計画量と実行量について下表に示す。

事業の実施に当たっては、効果的かつ効率的な実施に努めるとともに、国土の保全、環境の保全等に十分配慮することとし、また、労働災害がなく、健康で明るく働けるように労働安全衛生の確保に努める。

前計画の実行について、伐採立木材積については、臨時的な伐採のみを計画したところ、支障木等の最小限の伐採を実行した。

○ 主要施策に係る計画量と実行量

項 目	計 画	実 行
伐採立木材積	4,000 m^3	28 m^3
主 伐	4,000 m^3	28 m^3
間 伐	— m^3	— m^3
造林面積	— ha	— ha
人工造林	— ha	— ha
天然更新	— ha	— ha
林道等の開設又は改良	開設：—km 改良：—箇所	開設：—km 改良：—箇所

注：計画の臨時伐採量は主伐に含めた。

③ 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代から将来世代へ森林からの恩恵を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分や森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいく。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオール・プロセスに参加しており、この中で森林経営の持続可能性を客観的に把握し評価するための7基準(54指標)が示されている。本計画区の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる施策及び

森林の取扱方針を整理すると次のとおりとなる。

<p>I 生物多様性の保全</p>	<p>地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、針広混交林等様性の保全からなる多様な林相の森林を整備及び保全していくとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護・保全するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。関連する主な施策として、厳格な保全・管理を行う保護林のモニタリング調査等を通じた適切な保全・管理等を推進するとともに、原始的な天然林や里山林、溪畔林、保護樹帯等を各々の林相に応じ適切な整備・保全を行い、森林生態系のネットワークの構築を図る。</p>
<p>II 森林生態系の生産力の維持</p>	<p>森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。関連する主な施策として、計画、設計、施工の各段階において森林生態系との調和を図りつつ、林道（林業専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道の適切な組合せによる路網の計画的な整備を推進する。</p>
<p>III 森林生態系の健全性と活力の維持</p>	<p>外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病虫害や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。関連する主な施策として、松くい虫被害のまん延防止のため、薬剤による防除、伐倒駆除等に取り組むとともに、シカによる森林被害の状況を踏まえ、被害防除及びシカの捕獲を推進する。</p>
<p>IV 土壌及び水資源の保全と維持</p>	<p>降雨に伴う侵食等から森林を守るとともに、森林が育む水源の涵養のため、山地災害により被害を受けた森林の整備、復旧や公益的機能の維持のために必要な森林の保全を行うとともに、森林施業においても裸地化する期間の短縮や尾根筋や沢沿いでの森林の存置を行う。関連する主な施策として、安全・安心に暮らせる環境づくりを目指して、民有林と国有林が連携した効果的な治山対策に取り組む。</p>
<p>V 地球的炭素循環への森林の寄与の維持</p>	<p>地球温暖化防止に貢献するため、温室効果ガスの吸収源と位置づけることのできる森林を確保するため育成林の整備を推進するとともに、天然生林の保全を行うほか、森林整備の円滑な推進と炭素の貯蔵庫としての機能を維持するため木材利用を推進する。</p> <p>関連する主な施策として、除間伐を主体に森林整備を推進するとともに治山事業における間伐材等の利用促進や、間伐材を使用した紙製品の普及に取り組む。</p>
<p>VI 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進</p>	<p>国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮に取り組むとともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等森林と人とのふれあいの確保のためのフィールドの提供や森林施業に関する技術開発等に取り組む。関連する主な施策として、「レクリエーションの森」のPRや施設整備等に努めるなど、「国民の森林」として充実を図るとともに、学校のカリキュラムへの森林環境教育の導入、「遊々の森」の設定の推進、教職員を対象とした森林教室の実施等、学校との連携の強化に取り組む。</p>

VII 森林の保全 と持続可能な 経営のための 法的、制度的 及び経済的枠 組	I～VIで記述した内容を着実に実行し「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。関連する主な施策として、国有林モニターを活用し、国有林野事業等に対する意見、要望等を聴取するとともに、国有林野事業の運営等について国民の理解の促進を図る。
--	--

④ 政策課題への対応

本計画区の国有林では、国土保全や水源涵養等の公益的機能の維持増進、森林環境教育や森林とのふれあい、国民参加の森林づくりの推進、地球温暖化防止や生物多様性の保全などの政策課題に対応している。

林業の成長産業化の実現に向けた取組としては、フォレスター等の活用による民有林行政支援などに取り組む。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

① 機能類型ごとの管理経営の方向

公益的機能の維持増進を旨とした管理経営を行うため、

- ・山地災害防止タイプ（土砂流出・崩壊防備エリア、気象害防備エリア）
- ・自然維持タイプ
- ・森林空間利用タイプ
- ・快適環境形成タイプ
- ・水源涵養タイプ

の機能類型区分を行い、重視すべき機能の発揮を目的とした管理経営を行う。

なお、地域別の森林計画における公益的機能別施業森林との関係は下表のとおり。

○ 機能類型と公益的機能別施業森林の関係

機能類型		公益的機能別施業森林			
		水源涵養 機能維持 増進森林	山地災害 防止機能/ 土壌保全 機能維持 増進森林	快適環境 形成機能 維持増進 森林	保健機能 維持増進 森林
山地災害防止 タイプ	土砂流出・崩壊防備エリア	○	○		
	気象害防備エリア	○	○	○	
快適環境形成タイプ		○		○	
水源涵養タイプ		○			
自然維持タイプ		○	○		○
森林空間利用タイプ		○	○		○

また、機能類型区分に応じた管理経営にあたっては「管理経営の指針」（別冊）による

ほか、次の点に留意して、森林の自然条件や社会的条件を踏まえて適切に行う。なお、各機能の発揮を図るために導入する林相の維持・改良等に必要な施業により生じる木材については、有効利用を図る。

ア 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項

山地災害防止タイプは、土砂の流出・崩壊、落石等の山地災害による人命・施設の被害の防備その他災害に強い国土基盤の形成に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、次の事項に留意して、保全対象と当該森林の位置的關係、地質や地形等の地況、森林現況等を踏まえた適切な管理経営を行う。

山地災害防止タイプのうち、土砂流出・崩壊防備エリアでは、根系が深くかつ広く発達し、常に落葉層を保持し、適度の陽光が入ることによって下層植生の発達が良好であり、必要に応じて土砂の流出・壊を防止する治山施設等が整備されている森林を整備の目標とする。

山地災害防止タイプのうち、気象害防備エリアでは、樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮蔽能力が高く、諸被害に対する抵抗性の高い樹種によって構成される森林を目標とする。

イ 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

自然維持タイプは、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等自然環境の保全に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、原則として自然の推移に委ねるとともに、生物多様性の保全等に配慮した管理経営を行う。

ウ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項

森林空間利用タイプは、スポーツ又はレクリエーション、教育文化、休養等の場及び優れた景観の提供に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、それぞれの保健・文化的利用の形態に応じた管理経営を行う。

エ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項

快適環境形成タイプは、騒音の低減や大気の浄化、木陰の提供等による気象緩和等地域住民の居住環境を良好な状態に保全する機能を重点的に発揮すべき森林であり、それぞれの機能に応じた管理経営を行う。

オ 水源^{かん}涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源^{かん}涵養タイプに関する事項

水源^{かん}涵養タイプは、国民生活に欠かせない良質で豊かな水の供給に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、渇水緩和や水質保全等の水源^{かん}涵養機能を高めるため、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系や下層植生の発達が良好で諸被害に強い森林の整備を目標として管理経営を行う。なお、これら条件の維持できる範囲で森林資源の有効利用に配慮する。

② 地区ごとの管理経営の方向

ア 西表島東部地区（116～126、170～203林班）

仲間川流域は、西表自然休養林(仲間川地区)に設定されているとともに、内陸部及び南岸部を含めて西表島森林生態系保護地域に設定されている。同流域は西表石垣国立公園にも指定されており、世界自然遺産地域となっている。森林生態系の保存・保全や森林レクリエーション利用を考慮し自然環境の保全・形成等の機能発揮を重視すべき森林であることから「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行う。

また、海岸線から集落及び農用地周辺については、山地災害の防止機能や水源涵養機能を重視すべき森林であることから「山地災害防止タイプ」または「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

イ 西表島西部地区（101～115、127～169、204～211林班）

浦内川及びヒナイ川流域は、西表自然休養林（浦内川及びヒナイ川地区）に設定されているとともに、浦内川河口部分及び内陸部を含めて西表島森林生態系保護地域が設定されている。浦内川及びクイラ川流域は西表石垣国立公園に指定されており、世界自然遺産地域となっている。森林生態系の保存・保全や森林レクリエーション利用等自然環境の保全・形成を重視すべき森林であることから「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行う。

また、海岸線から集落及び農用地周辺、本地区中央の分収造林地並びに分収造林地周辺、鳩間島、中御神島及び西表島西部地区周辺に介在する大小の島々の一部については、山地災害防止機能や水源涵養機能を重視すべき森林であることから「山地災害防止タイプ」または「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

民有林関係者と連携して推進する森林の流域管理システムの下、森林の有する多面的機能の持続的発揮を基本としつつ、我が国の森林・林業の再生に貢献していくため、県・市町村等との密接な連携を図るとともに、森林経営管理制度の導入を踏まえ、国有林においてはこの制度が円滑に機能するよう組織・技術力・資源を活用し、民有林経営の支援等に積極的に取り組む。

また、国民の森林としての管理経営を推進する観点から、森林環境教育の推進、生物多様性の保全に係る取組の推進（研究機関との共同研究による希少野生動植物の生息状況の把握及び生息環境の保全等）、安全・安心の取組に係る情報提供等に努める。

これらを通じて、地域経済の発展や山村地域の振興に寄与するよう努める。

(4) 主要事業の実施に関する事項

本計画及び前計画期間における伐採、更新、保育及び林道の事業総量は以下のとおり、臨時的な伐採量のみである。

事業の実施に当たっては、効果的かつ効率的な実施に努め、国土の保全、自然環境の保全、生物多様性の保全等に十分配慮しつつ、地域の現況を踏まえ、多様で健全な森林の整備・保全を推進する。

また、労働災害がなく、健康で明るく働けるように労働安全衛生の確保に努める。

① 伐採総量

(単位：m³、ha)

区 分	主伐	間伐	臨時伐採量	計
本 計 画	—	— (—)	4,000	4,000
前 計 画	—	— (—)	4,000	4,000

注：() は、間伐面積である。

② 更新総量

(単位：ha)

区 分	人工造林	天然更新	計
本 計 画	—	—	—
前 計 画	—	—	—

③ 保育総量

(単位：ha)

区 分	下刈	つる切	除伐	ぼう芽整理
本 計 画	—	—	—	—
前 計 画	—	—	—	—

④ 林道の開設及び改良の総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	総延長 (m)	箇所数	総延長 (m)
数 量	—	—	—	—

(5) その他必要な事項

該当なし。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

① 山火事防止等の森林保全巡視

本計画区には国立公園等が指定されており、また、レクリエーションを目的とした森林への入込利用者が多く、このため、地元住民及び地元市町等と連携を密にして、標識類の整備、山火事防止のPR、啓発活動を行うとともに、森林保全巡視を強化し、山火事等の未然防止に万全を期する。

また、廃棄物の不法投棄については、地元市町村等関係機関、森林保全巡視員及びボランティア団体との連携の強化を図り防止に努める。

② 境界の保全管理

境界標の巡検及び境界巡視を確実にを行い、境界の保全管理に努める。

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

森林病虫害による被害の早期発見及び早期駆除を図るために、適切な森林の巡視に努める。

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

世界自然遺産地域には貴重な自然環境を有する天然林等が多数存在しており、これらの森林については、生物多様性の保全を図るうえで重要であり、保護林として適切に保護・保全を図っていくとともに、巡視活動やモニタリング調査を通じ、希少野生動植物等の保護、外来種対策等の適切な保全・管理を推進する。

(4) その他必要な事項

本計画区の国有林野の大半が水源かん養保安林に指定されているなど、水源^{かん}涵養の上で重要な森林が多く存在することから、保安林等の適切な管理に努める。

また、自然災害等により劣化した森林の再生・復元に努めるとともに、ボランティア団体等と協働・連携し、海岸林の自然再生、荒廃した植生の回復措置、外来種の駆除を行うなど、森林生態系の保全等のための取組について、環境行政との綿密な連携を確保しつつ推進する。

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

該当なし。

(2) その他必要な事項

該当なし。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

国有林野の活用に当たっては、地域の社会的・経済的状況、住民の意向等を考慮し、地域における産業の振興、住民の福祉の向上等に資するよう、国有林野の管理経営との調整を図りつつ、積極的に推進する。

本計画区を中心となる西表島及び鳩間島等の周辺の島々を含めた竹富町の面積全体の74%が国有林であり、地域振興のためには国有林の活用が不可欠なことから、農林業の構造改善のための活用及び農道並びに公道の整備等、地域産業の振興に資する国有林野の活用を図る。

(2) 国有林野の活用の具体的手法

国有林野の活用に当たり、希少野生動植物の保護、豊かな自然環境の保全等、森林の持つ公益的機能との調和を図り、「レクリエーションの森」については、魅力あるフィールドとして整備し、その活用を推進する。

また、道路等の公用・公共用地等については貸付又は売払い等を図る。

(3) その他必要な事項

該当なし。

5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な事項

国有林野に隣接・介在する民有林野の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による施業が行われず、当該民有林野における土砂の流出等の発生が国有林野の発揮する国土保全等の公益的機能に悪影響を及ぼしたり、外来樹種の繁殖等が国有林野で実施する駆除の効果の確保に支障を生じさせる場合がある。

このような場合、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、地域の森林における生物多様性の保全を図る上で必要となる外来樹種の駆除等を民有林野と一体的に行い、民有林野の有する公益的機能の維持増進にも寄与するよう、公益的機能維持増進協定制度の活用を努める。

(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

公益的機能維持増進協定の締結に当たっては、民有林野の森林所有者等にも原則として相応の費用負担を求めるなど、合理的な役割分担の下での一体的な森林の整備及び保全の実施に向けた条件整備を進める。

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項

ボランティア団体等との協定に基づく「ふれあいの森」等により、国民の自主的な参加による森林整備活動等を推進する。

○ ふれあいの森

名 称	面 積 (ha)	位 置 (林小班)
イリオモテヤマネコと共存する森	9.24ha	西表国有林 141 と林小班ほか
外来種駆除活動に関する協定	1.33ha	西表国有林 136 ほ林小班ほか

(2) 分収林に関する事項

森林に対する国民の要請が多様化する中で、社会貢献活動として森林づくりに自ら参加・協力したいという企業等の要請に応えるため、分収林制度の活用による森林整備を推進する。

(3) その他必要な事項

協定の締結により継続的に体験活動ができる「遊々の森」等を活用して、豊かな自然環境を有する国有林野を多様な体験活動の場として積極的に提供し、森林環境教育の推進に努める。

また、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導、森林環境教育のプログラムや教材の提供等を積極的に推進する。

さらに、森林管理署等は、国民参加による森林の整備・保全等に関する情報の提供、国民からの相談への対応、国民参加の支援を行う拠点としての機能の発揮を行うよう努める。

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

流域の要請に応じて林業技術の開発、指導及び普及に寄与する。

(2) 地域の振興に関する事項

機能類型に応じた適切な管理経営を行い、山地災害の防止、水源の涵養、自然環境の保全、保健・文化・教育的利用、木材の安定供給等を通じて地域振興に寄与するよう努める。

また、その際には次の点に留意する。

- ① 分収造林及び国有林野の利活用の要請に対しては積極的に対応する。
- ② 蜂蜜の採取源となる樹種については、事業実行との調整を図りつつ、その保全に努める。

(3) その他必要な事項

該当なし。